

川越市告示第 121 号（改正 平成 31 年 4 月 1 日川越市告示第 225 号）

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域、騒音規制法第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）別表の規定により、同表第 1 号イからニまでのいずれかに該当する区域並びに騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表備考の規定により、同表備考各号に掲げる区域を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について
規制する地域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 1 項の規定による都市計画区域の指定がされている区域で次に掲げる区域とする。

ア 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業専用地域の指定がされている区域を除く全域

イ 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業専用地域の指定がされている区域のうち、大字的場の区域

ウ 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業専用地域が指定されている区域のうち、イに規定する区域以外の区域で、ア及びイに掲げる区域との境界線から内部への水平距離が 100 メートルまでの区域

2 特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準

① 時間及び区域の区分ごとの規制基準は、別表 1 のとおりとする。

② 別表 1 の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、別表 2 のとおりとする。

③ 別表 1 の第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、別表 1 で定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所

ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

オ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

④ 別表 2 の用途地域の指定のない地域内における都市計画法第 29 条第 4 号若しくは第 6 号又は第 34 条第 5 号若しくは第 10 号に規定する開発行為（工業の用に供する目

的で行うものに限る。)に起因して、当該区域について第 2 種区域に係る規制基準を適用することが適当でないと認められるに至ったときは、当該区域について適用すべき規制基準は、別に定めるものとする。

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域

- ① 別表 2 に定める第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域とする。
- ② 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
 - ア 学校教育法第 1 条に規定する学校
 - イ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
 - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

4 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定

区域の類型を当てはめる地域は、別表 3 のとおりとする。

別表 1

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) 夕 (午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

別表 2

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域
第 2 種区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	工業地域、工業専用地域

別表 3

区域の類型	該当地域
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考

- 1 別表 2 及び 3 に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域を、用途地域の指定のない地域とは、都市計画法第 5 条第 1 項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち、同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による用途地域の指定がされていない区域をいう。
- 2 別表 3 に掲げる区域の類型のアルファベットは、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の別表の備考各号に掲げる区域の類型を示す。